

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成28年1月20日（水）

社会・援護局

目 次

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）	
1 社会福祉法人制度改革について	1
2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて	6
3 その他	8
第2 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	11
2 外国人介護人材の受入れに関する議論等について	26
第3 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く状況等について	29
2 就労・自立支援の充実について	30
3 不正・不適正受給対策の強化等について	39
4 医療扶助の適正化等について	42
5 平成28年度生活保護基準について	47
6 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施について	48
7 生活保護法施行事務監査等について	49
第4 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の状況等について	53
2 生活福祉資金について	60
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	62
第5 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて（地域福祉課）	64

第6	地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進について	7 0
2	ひきこもり対策について	8 3
3	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	8 5
第7	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設の防災対策等について	8 6
2	独立行政法人福祉医療機構について	9 2
第8	地方改善事業等について（地域福祉課）	9 5
第9	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	9 8

（予算概要）

	平成28年度予算（案）の概要（平成27年度補正予算（案）を含む）	1 0 7
--	----------------------------------	-------

Ⅱ 給付金関係（総務課簡素な給付措置支給業務室）

第1	年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要	1 1 9
第2	平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要	1 2 2
第3	実施に向けた準備	1 2 4

Ⅲ 援護関係

(重点事項)

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	1 2 9
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	1 3 0
3 遺骨収集帰還等慰霊事業について	1 3 1
4 戦没者遺骨の DNA 鑑定及び遺骨等の伝達について	1 3 4
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	1 3 7
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	1 3 8
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	1 4 1

(予算概要)

平成 28 年度予算（案）の概要	1 4 3
------------------	-------

(参考資料)

1. 平成 28 年度予算（案）事項別内訳	1 4 5
2. 援護年金について	1 4 8
3. 援護年金等受給者数について	1 4 9
4. 昭和館、しょうけい館について	1 5 0
5. 援護関係資料の国立公文書館への移管について	1 5 1

I 社会関係

(重点事項)

第 1 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人制度改革について

（1）改革の経緯

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきた。この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、株式会社やNPOなど多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進んでいる。こうした中、福祉サービスの供給体制における社会福祉法人の位置付けは変化している。

社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組みを積極的に講じ、地域社会に貢献することにある。社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点からの制度の見直しが求められている。

このため、平成 18 年の公益法人制度改革を踏まえて社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第 189 回通常国会に提出された（継続審議中。以下「改正法案」という。）。

この改正法案では、社会福祉法人について、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組の責務化、⑤行政の関与の在り方の見直しを図ることとしている。

（2）改革の概要

① 経営組織のガバナンスの強化

理事、監事など社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織は、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人に求められるガバナンスの機能を十分果たせる仕組みとなっていない。平成 18 年の公益法人制度改革では、一般財団法人・公益財団法人について新たな機関設計が導入されており、社会福祉

法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底するためには、公益財団法人と同等以上の公益性・非営利性を担保できる経営組織とすることが必要である。

このため、改正法案では、公益法人制度改革を参考にしながら、①理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能の付与、②議決機関としての評議員会の必置化、理事・理事会に対する牽制機能の付与、③役員の特権・義務・責任等の明確化、④一定規模以上の法人に対する会計監査人の設置義務化等を講じることとしている。

このうち、評議員会の必置については、社会福祉法人の事業規模は様々であることから、一定の事業規模（※）を超えない法人は、施行から3年間、評議員の定数を「4人以上」とすることとしている。※政令で基準を定めることとしている。

評議員の選任方法については、改正法案上、社会福祉法人が定款に定め、所轄庁の認可を受けることにしているが、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは認められない。

② 事業運営の透明性の向上

社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。情報の公表を推進する観点から、既に現況報告書や貸借対照表、収支計算書について、インターネットを活用して公表するよう通知により指導しているが、平成18年の公益法人制度改革では、役員報酬基準を含む広範な書類の備置き・閲覧が義務化されており、社会福祉法人についてもこれまで以上に積極的に情報を公表することが求められる。

このため、改正法案では、①閲覧対象書類の拡大、閲覧請求者の国民一般への拡大、②財務諸表や業務運営についての情報（役員報酬基準、役員区分毎の報酬総額、親族等関係者との取引内容を含む。）の公表、③国民が情報を入手しやすいインターネットによる公表の義務付け等を講じることとしている。

③ 財務規律の強化

社会福祉法人は、高い公益性・非営利性にふさわしい財務規律を確立する必要がある。特に、適正かつ公正な支出管理が強く求められている。

このため、改正法案では、①法人による役員報酬基準の設定と公表、②役員区分

毎の報酬総額の公表、個別の役員等の報酬額の所轄庁への報告、③親族等関係者への特別の利益供与の禁止、④親族等関係者との取引内容の公表の義務付け等を講じ、適正かつ公正な支出管理を図ることとしている。

また、これまで諸方面から、社会福祉法人が事業運営の中で財務的な余裕を生じさせているのではないかという指摘がある一方、現在の社会福祉法人制度においては、保有する財産の内容・内訳や使途に関する法制度上のルールがないことから、国民・地域住民に対する説明責任を制度上果たすことができない状態に置かれている。

このため、現行制度について改善を図り、社会福祉法人が保有する財産（ストック）の内容・内訳について明確なルールの下、法律上明らかにする仕組みを設けるとともに、さらに、保有する財産について、社会福祉法人の本旨に即して、保有又は再投下に係る法制度上の明確なルールを設けることとしている。

具体的には、改正法案では、いわゆる内部留保から、社会福祉法人が現在の事業を継続するために必要な財産額を控除することにより、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化し、これを社会福祉事業の拡充等に計画的に再投下することとしている。

④ 地域における公益的な取組の責務化

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、人口構造の高齢化、地域社会や家族の変容に伴い福祉ニーズが多様化、複雑化する中、社会福祉法人の役割は益々重要になってきている。

こうした状況を踏まえ、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人としての在り方を徹底し、その役割を明確化する観点から、地域における公益的な取組を行う責務を法律上規定することとしている。

⑤ 行政の関与の在り方の見直し

所轄庁による指導監督は、社会福祉法人の適正な運営を確保する上で重要なものであるが、地域によって異なる規制や過剰な規制が行われ、社会福祉法人に過剰な負担が生じているといった指摘もあり、効率化と機能強化を図るとともに、統一性

を確保することが求められる。

このため、改正法案では、①都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付けるとともに、②経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定の整備や③都道府県による財務諸表等の調査・分析・活用や全国的なデータベースの整備を図ることとしている。

※ 詳細については、「（3）社会福祉法人の指導監督について」を参照されたい。

（3）社会福祉法人の指導監督について

① 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進しており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成 25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日地方制度調査会答申）を踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局から都道府県に移譲
- ・ 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたものであり、同内容を改正法案に盛り込んでいるところである。

（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

② 行政の関与の在り方について

改正法案においては、平成 28 年 4 月 1 日施行予定分として、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいる。

[所轄庁による立入検査]

- ・ 所轄庁による立入検査に関する規定（罰則あり）の整備（改正法案第 56 条第 1 項～第 3 項及び第 133 条第 7 号）

[勧告及び公表]

- ・ 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法案第 56 条第 4 項及び第 5 項）

[所轄庁と関係都道府県等の協力]

- ・ 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であって、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適切な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法案第 57 条の 2 第 1 項）
- ・ 所轄庁は、指導監督に必要がある場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法案第 57 条の 2 第 2 項）

[国及び都道府県の支援]

- ・ 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に関し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法案第 59 条の 3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を経由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法案において、当該手続は廃止される。

具体的な運用方法等については、追って通知する予定であるので、ご留意いただきたい。

なお、社会福祉法人審査基準・定款準則・審査要領・指導監査要綱等については、社会福祉法人制度改革全体の中で、その在り方を含めて必要な見直しを今後行う予定である。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

改正法案における「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の改正内容は以下のとおりであり、施行日を平成 28 年 4 月 1 日としている。

今後、国会において審議される予定であり、その内容について、ご理解いただくとともに、管内の市や所管する法人等への情報提供をお願いします。

(1) 給付水準について

支給水準については、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとすることが適当であることから、国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率とするとともに、その際、既加入職員の期待利益を保護する観点から、経過措置を講ずることとしている。

(2) 共済加入期間の合算制度について

福祉人材の定着を促進するため、出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、被共済職員が退職した日から「2年以内」に再び被共済職員になった場合、前後の期間を合算する規定について、中小企業退職金共済制度における通算制度の期間見直しと同様に、期間を「3年以内」に見直す。

(3) 公費助成について

障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。）及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直す。

- ① 障害者総合支援法等に関する施設・事業については、介護保険制度の対象となる介護関係施設・事業の公費助成を廃止した前回改正時（平成 18 年度）に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、既加入者には引き続き公費助成を維持する経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。

② 保育所については、

- ・ 子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されること
- ・ 平成 29 年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと

などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成 29 年度までに結論を得ることとする。

③ 措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

※ 本来、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入した施設については、当該施設の加入対象職員全てを加入させる必要があるところ。

ただし、障害者総合支援法等に関する施設・事業においては、改正法案成立後、法施行前に法人があらかじめ独立行政法人福祉医療機構に対して届出を行えば、公費助成の対象とはしない新規採用職員を社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入させないことができる。

社会福祉施設等における人材確保にあたっては、職員の処遇向上を図る必要があり、各施設等において、職員のために退職手当制度を用意することは、処遇の向上を図る上で大きな役割を果たすものと考えている。

管内の市及び所管する法人に対して、引き続き本制度の活用を検討いただくこと、仮に、本制度から脱退等をする場合においても、他の制度を活用する等、職員の処遇に支障を生じないように検討いただくこと等について、あわせて周知いただきたい。

3 その他

(1) 社会福祉法人関連予算案

社会福祉法人に関連する予算案は下記のとおりである、

① 財務諸表電子開示システム（平成 27 年度補正予算案）

ア 趣旨

財務諸表等電子開示システム（仮）の構築により、社会福祉法人が作成する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成にあたっての事務作業の効率化、所轄庁への届出業務の電子化を図ることで、社会福祉法人における事務負担の軽減を図る。

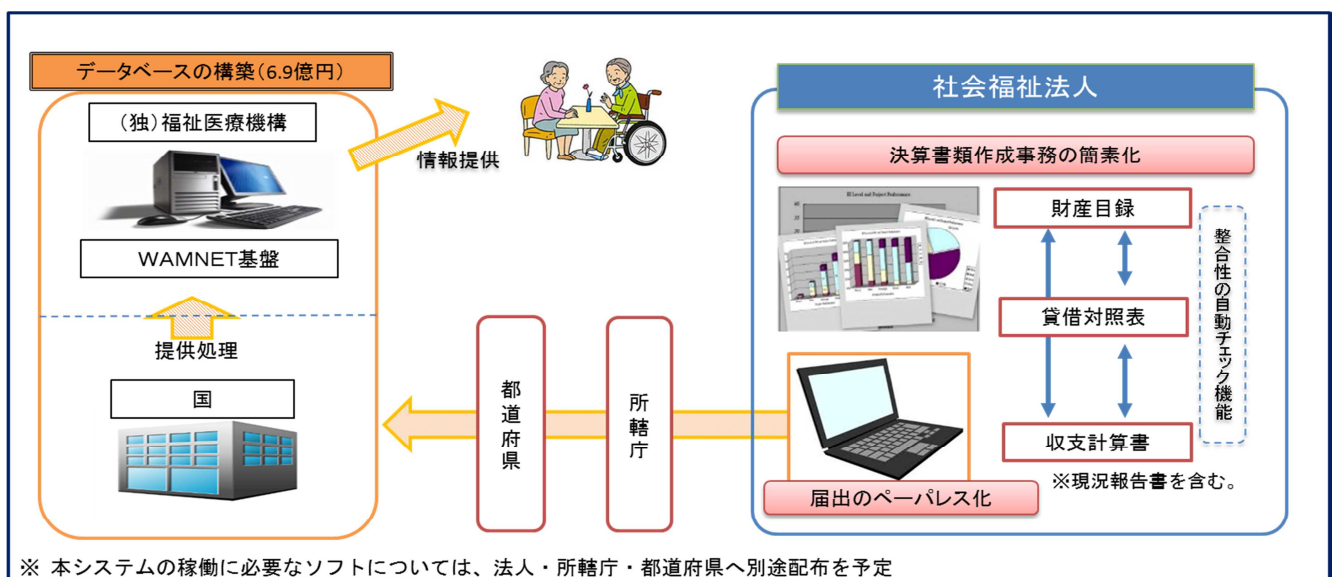
また、データベースを構築することにより、国民への情報提供を通じて、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図るとともに、法人による経営データの経営分析への活用を推進する。

平成 29 年度に運用を開始する予定であり、詳細については、今後お示しすることとしているが、当該システムの円滑な運用にご協力いただきたい。

イ 平成 27 年度補正予算額（案）

6.9 億円 ※独立行政法人福祉医療機構で実施

ウ 事業の流れ



② 社会福祉法人における経営労務管理支援事業（平成 28 年度当初予算案）

ア 趣旨

介護や保育等のサービスを安定的かつ継続的に提供するため、介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営労務管理について、経営労務管理の専門家による確認・相談支援等を受けることに対して、集中的に平成 28 年度において支援を行う。

事業の詳細については、別途お示しすることになるが、都道府県においては、補助金の執行事務について、ご協力をお願いする。また、所轄庁においては、当該補助金の円滑の執行のため、補助金の執行を行う都道府県と連携を図るようお願いする。

イ 概要

実施主体：社会福祉法人

間接補助事業者：都道府県（社会福祉法人の主たる事務所が所在する都道府県が補助を行う）

補助基準：定額補助（1 法人あたり約 46 万円程度を予定）

エ 対象事業

下記の①～③の全てを行うことにより、経営状況や職務環境の改善を図る。

①経営労務管理の専門家による法人の経営労務管理状況の確認

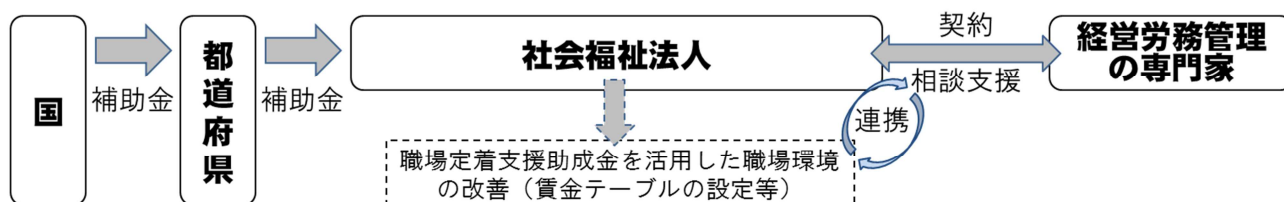
②法人の経営労務管理の改善に向けた専門家による相談支援

③専門家による改善状況のフォローアップ

オ 平成 28 年度予算額（案）

20.7 億円

カ 事業の流れ



○経営労務管理に関する相談支援の内容

- ・介護職員等の業務の総合的な見直し（業務の分類により介護職員の専門性に応じた業務分担を行う）
- ・労務管理に係る状況の確認（賃金テーブルの設定等の状況確認）
- ・ガバナンス体制（理事会・評議員会・監事等）、各種規程・業務手順の整備等の状況の確認
- ・決算・財務報告に関する規程の整備等の状況の確認

○経営労務管理の専門家

- ・各分野の専門家（公認会計士・税理士・弁護士・中小企業診断士・社会保険労務士等）、介護や保育事業等の経営労務の有識者

(2) 規制改革実施計画への対応について

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する」こととされている。

このため、平成 27 年度中に当該要請に係る通知を発出する予定なので、ご留意いただきたい。

【規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）】

II 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティングの確立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
6	補助金等の 情報開示	厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成 27 年度 措置	厚生労働省

第2 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

ア 2020年代初頭に向けた介護人材確保の方向性

2014（平成26）年度に、都道府県の御協力のもと実施した介護人材の需給推計において、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（同37）年には約38万人の介護人材が不足すると見込まれており、介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域の二人三脚で取り組んでいる。

更に、今般、政府として新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向け、

- ・ 介護人材の需給推計において、2020（同32）年に不足すると見込まれている約20万人の介護人材に加え、
- ・ 一定の仮定をおいた試算を行ったところ、今般の約12万人分の介護サービス基盤の上乗せ・前倒し整備に伴い追加的に必要となると見込まれる約5万人の介護人材を合わせた、

約25万人の介護人材を2020年代初頭に向けて確保するため、今般の補正予算等において追加的・緊急的に必要となる施策を講じるとともに、引き続き、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組む。

イ 平成27年度補正予算（案）及び平成28年度予算（案）における緊急対策

平成27年度補正予算（案）においては、これまでの「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の視点を活かしつつ、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策として、

- ① 離職した介護人材の呼び戻し
- ② 若者や中高年齢者の新規参入促進
- ③ 離職防止、定着促進

の3つの視点による施策を講じるため、444億円を計上した。

また、平成28年度予算（案）においても、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）による都道府県の取組への支援を引き続き実施するとともに、新た

な事業を実施するための財源を確保することとしている。

(i) 離職した介護人材の呼び戻しのための緊急対策

離職した介護人材は、介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待されるため、その再就業支援については、これまでも基金の活用による再就職のための振り返り研修の支援などの取組を進めてきたが、こうした取組を強化・加速化するため、

- ・ 離職した介護人材に対し、再就職準備金（1回限り 20 万円）（介護職員として 2 年間勤務した場合、返還を免除）を貸し付ける事業の新設（平成 27 年度補正予算（案）・介護福祉士修学資金等貸付事業 260.7 億円の内数（※））

※ 国庫補助額については、定額補助（総事業費の 9/10 相当定額として厚生労働大臣が定める額）、1/10 相当の都道府県負担額については、特別交付税措置の対象としている。

（(ii)の介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金等の貸付についても同様）

また、本事業に要する事務費（申請の受理等及び債権管理（既存のシステム改修費含む。）等の人件費、広報経費並びに事業の開始に伴い新たに要するその他経費等）については、(ii)の介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金等の貸付等に要する事務費と合わせ、各都道府県に 1,152 万円（総事業費相当額 1,280 万円）を補助。

- ・ 離職した介護人材（介護福祉士に限らない。）より、氏名・住所等を都道府県福祉人材センターに届け出ていただき、離職者のニーズに沿った求人情報等について、離職者からの情報提供の申請等を待つことなく、都道府県福祉人材センターからプッシュ型での提供を行うことを可能とするためのシステムの構築及び当該届出制度の広報等（平成 27 年度補正予算（案）・中央福祉人材センター委託費 3.9 億円）
- ・ 都道府県福祉人材センターにおいて、届出システムを活用し、離職した介護人材に対し魅力ある情報発信を行うためのコンテンツの検討等に資する、地域ごとの離職した介護人材の実態調査に要する経費（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）

を行うこととしており、積極的に取り組んでいただきたい。

（届出事業の創設にかかる都道府県福祉人材センターの業務について）

今般、創設する離職した介護人材の再就職準備金貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向けた重要な事業と考えており、可能な限り早期に着手されたい。

この際、離職した介護人材の届出事業と有機的な連携を図ることが当該貸付事業の有効性と普及の速度を高めると考えられ、例えば、貸付対象者を都道府県福祉人材センターに届け出た離職者に限るといった運用を想定している。

他方、中央福祉人材センターによる届出システムの構築については、調達に要する期間等を考慮すると、平成 28 年度中となる可能性があり、都道府県におかれては、届出システムの構築を待たず、暫定的に表計算ソフトなどで管理すること等により、届出事業を開始していただくことが望ましい。

なお、離職した介護人材からの届出受理に要する事務のための都道府県福祉人材センターの体制強化に係る経費については、基金を積極的に活用されたい。

さらに、今般の届出システムの構築事業において、中央福祉人材センターにおいて、都道府県福祉人材センターの端末とソフトウェアの調達も併せて行い、配布を予定している。

(ii) 若者や中高年齢者の新規参入促進のための緊急対策

(若者の新規参入促進について)

介護福祉士養成施設の学生を確保することは、介護職を目指す若者の新規参入促進に直結するのみならず、将来の介護現場の中核人材として期待される介護福祉士を育成し、介護職の資質の向上を図るという観点からも重要であり、こうした取組を強化・加速化するため、

- ・ 介護福祉士養成施設の学生に対し修学資金等（※）（介護職員として5年間勤務した場合、返還を免除）を貸し付ける事業の拡充（平成 27 年度補正予算（案）・介護福祉士修学資金等貸付事業 260.7 億円の内数）

※ 修学資金（月 5 万円）、入学準備金・就職準備金（1 回限り 20 万円）、
国家試験受験対策費用（年 4 万円。平成 29 年度以降の卒業見込み者に限る。）

注）国家試験受験対策費用の貸付メニューは平成 27 年度補正予算（案）において新設

を行うこととしており、これまでの年度当たりの新規貸付人数を拡大するなど、介護職を目指す学生をこれまで以上に増やして行く方向で、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、若者の介護分野への参入促進に当たっては、

- ・ 核家族化の進行等により高齢者と接する機会が少なくなっている小学生や中学生などに対し、職場体験や現場の介護職員が学校へ訪問し、その魅力を伝えること
- ・ 進路選択期・就職活動期にある高校生や大学生に対し、一般的に流布されている介護職の一面的なマイナスイメージではなく、職業としての介護職の魅力（業務の創造性、業界の安定性や発展性、地域密着（居住地近傍）性や働く時間の柔軟性等）について、実態とともに提供すること

などはもとより、

- ・ 保護者や高校の進路指導担当者や大学のキャリア支援センターの担当者等にも併せて理解を深めていくことが重要であり、引き続き基金を活用し取り組んでいただきたい。

（中高年齢者の新規参入促進について）

生産年齢人口の減少下において、介護人材の特に量的確保を図る観点から、中高年齢者を介護職として受け入れていくことは重要なアプローチである。全国には、高齢者向けの社会参加活動（ボランティア）を行っている 50 歳から 64 歳までの者は約 120 万人おり、特にこうした方々の参入促進を進めるため、

- ・ ボランティアセンター、福祉人材センター、シルバー人材センターの連携を深めるため、都道府県レベル、市区町村レベルで連絡会を構成し、高齢者向けの社会参加活動を行う中高年齢者のうち、将来の介護への就労意向のある者を掘り起こし、入門的な研修を提供し、将来の介護職への就労につなげる事業（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）

を行うこととしており、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、こうした入門的な研修については、まずは幅広い方々に受講していただくことが重要であり、受講者の負担とらないよう介護現場での就労の際に求められる最低限度の知識・技術等を修得していただき、安心して介護職員として働いていただくことを念頭にしたものとするを想定しており、具体的には、尊厳の保持と自立支援など介護職員としての心構え、基本的な生活支援技術、緊急時の対応など、網羅的な知識、技術を学んでいただくことが考えられる。

また、平成 27 年度補正予算（案）により新たに構築する離職した介護人材の

届出システムについて、こうした中高年齢者の就労意向や入門的な研修の受講歴等の登録を可能とすることを予定しており、マッチングにつなげるツールとして、積極的に活用されたい。

(iii) 離職防止、定着促進のための緊急対策

呼び戻した潜在介護人材や新たに介護業界に参入した若者や中高年齢者、更には現に介護職として従事する介護人材の定着を図ることは、介護人材の量的確保と質的確保を図る上で重要な取組である。また、定着促進のためには、介護人材の多様な離職事由について、きめ細やかに対応しなければならない。このため、平成 27 年度補正予算（案）による基金の積み増し等により、以下の取組を行うこととしており、積極的に取り組んでいただきたい。

(雇用管理の改善)

- 雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰を実施（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- 認証・評価制度の全国展開を推進（基金の活用）

認証・評価制度の実施に当たっては基金の基本事業と位置付け、全国での実施をお願いしているところ。他方、平成 27 年 8 月の介護人材確保地域戦略会議で都道府県より提出いただいた取組状況によれば、本年度中に検討着手を含めた取組を予定している都道府県は 30 自治体にとどまっており、第 6 期中の全国展開に向け、今後、更に精力的に取り組んでいただきたい。

他方、現下の情勢を鑑みれば、介護事業者の雇用管理改善の推進を都道府県のリーダーシップのもとに推進することは重要な課題と認識しており、平成 27 年度補正予算（案）では、都道府県において優良な取組を行う介護事業者のコンテスト・表彰の実施のための財源を確保し、ベストプラクティスの横展開を推進することとしている。

なお、平成 28 年度、国においても、雇用管理改善の取組に関する調査研究事業を行うとともに、都道府県より、平成 27 年度補正予算（案）を活用して実施したコンテストの結果、表彰を受けた介護事業者の御推薦をいただき、コンテスト・表彰を実施することを予定しており、詳細は追ってお知らせ

せするので、御協力をお願いしたい。

- 雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金について、介護関連事業主が新たに賃金制度を導入（賃金テーブルの設定等）した場合の助成の拡充（平成 28 年度予算（案）12 億円：都道府県労働局）

（子育てをしながら働き続けることのできる環境整備）

- ・ 介護施設や介護事業所における保育施設の整備・開設・運営を支援（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- ・ 子育て中の介護職員のための代替職員を地域で確保するための仕組みの構築（介護職員子育て応援人材ステーションの実施）（平成 27 年度補正予算（案）
・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- ・ 子どもの預かりサービス（ベビーシッターの派遣等）の利用料の負担軽減（平成 28 年度予算（案）20 億円）

（介護ロボットや ICT の活用による負担軽減・生産性の向上）

- 介護ロボットの効果的活用方法の検討・開発・導入を支援するとともに、業務上の書類削減・ICT の活用による文書量の半減を推進（平成 27 年度補正予算（案）54 億円、平成 28 年度予算（案）4 億円）

（介護人材のキャリアアップの推進）

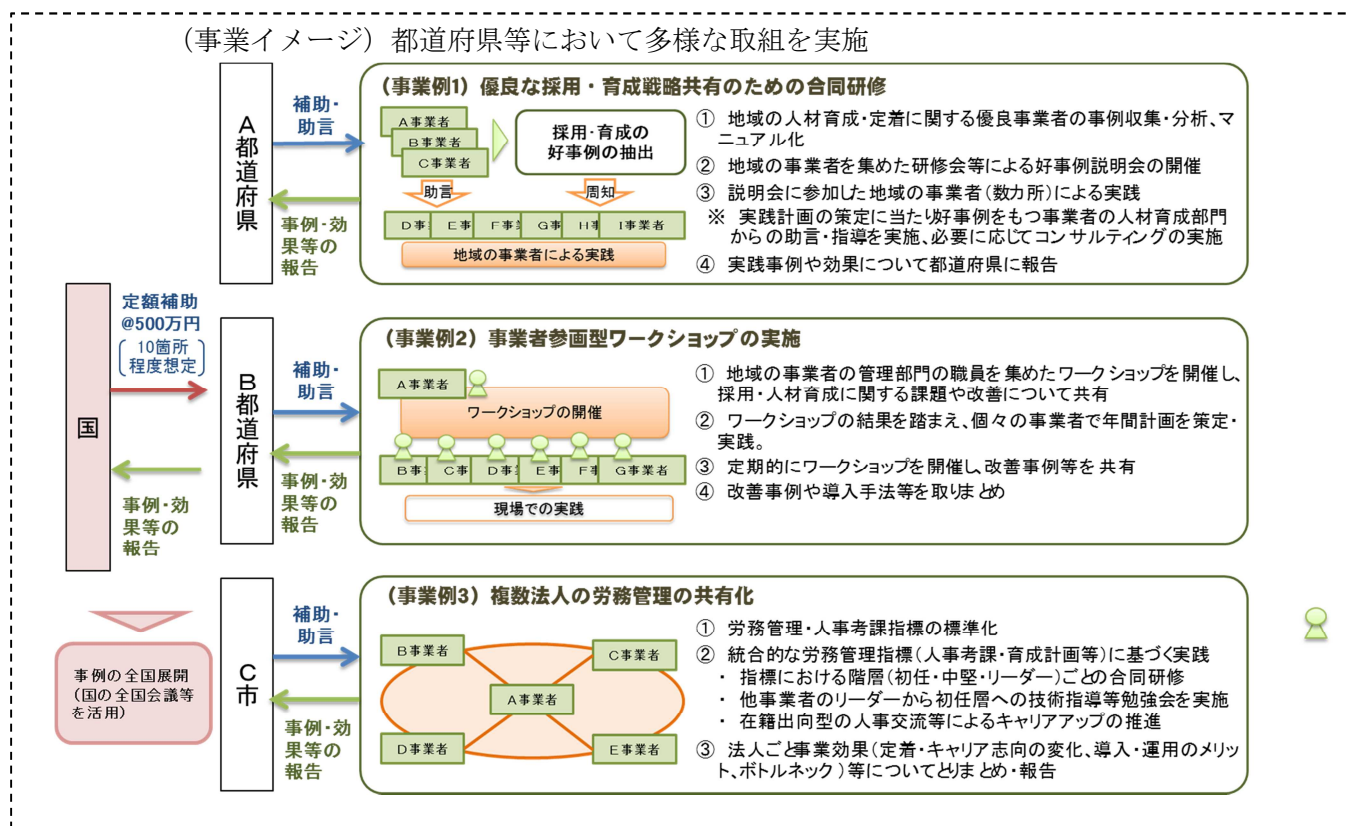
- 喀痰吸引等の登録研修機関の開設を支援（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- 介護福祉士を目指す現任介護職員の実務者研修受講機会確保のための代替要員の雇上経費を支援（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）

（優良な経営労務管理の推進）

- 介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営労務管理について、経営労務管理の専門家による確認・相談支援等（①経営労務管理の専門家による法人の

経営労務管理状況の確認、②法人の経営労務管理の改善に向けた専門家による相談支援、③専門家による改善状況のフォローアップ) を受けるための経費(定額補: 1法人当たり約46万円程度) を支援(平成28年度予算(案)20.7億円)

- 職員処遇に関する好事例の横展開を図り取組の推進を図るため、都道府県等において実施する地域の介護等事業者の経営・労務管理等の優良事例の分析・検証や、地域の実情に応じて行う多様な事業者等の人材育成の共同実施や人材交流等の取組を支援するための経費(定額補助: 1自治体当たり500万円程度) を補助(平成28年度予算(案)0.5億円)



ウ 地域の関係主体の協議の場(プラットフォーム)を活用した取組の推進

平成27年度補正予算(案)や平成28年度予算(案)に盛り込んだ事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体が連携を深め、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

このため、都道府県におかれては、基金を活用した「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する取組、介護福祉士修学資金等貸付事業、更には労働施策との有機的な連携を図りたい。また、取組を進めるに当たり、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクル

ルを確立していただきたい（目標設定に当たっての指標については、基本的な事項について、全国統一的に設定をしていただくことを想定しており、追って、社会・援護局よりお示しする予定。また、全国の目標設定の状況については、本年度内に中間的な報告を求める予定。）。

（関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用）

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を活用願いたい。

なお、社会・援護局より都道府県への聞き取りを行ったところ、平成 27 年度中に全ての都道府県において関係主体の協議の場は設置予定であるものの、開催頻度については、初年度ということもあり、年 2 回以下の都道府県が 4 分の 3 となっており、今後の更なる関係主体の連携強化を図るため、より一層、精力的に開催していただくようお願いしたい。

また、協議の場の参加主体を見ると、福祉・介護関係機関については、多くの都道府県が参加しているものの、地域での介護人材確保対策の有機的な連携に必要となる都道府県労働局や介護労働安定センターの参加が 7 ～ 8 割であり、今後、積極的な参加を求めている。

さらに、若者の新規参入促進に当たり有効と考えられる、福祉系以外の一般の学校や地域の教育機関の参加状況が十分でないと考えられる（いずれも 13 自治体）ほか、中高年齢者の新規参入促進に当たり、平成 27 年度補正予算（案）において、福祉人材センターとの連携を深めることとしているシルバー人材センターや、他産業の採用、人材育成、雇用管理の手法を取り入れ、介護人材確保の参考とする際に有効と考えられる地域の経済団体・企業等の参加がみられない状況にあり、積極的に、これらの関係主体からの参加を求めている。

エ 被災地における福祉・介護人材の確保

福島県相双地域等※は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、波江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（2年間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、いまだ全国値を大きく上回っており、平成 27 年 9 月には楡葉町の避難指示が解除され、今後、南相馬市（小高区）など避難指示の解除が見込まれる地域において、介護施設等の再開による福祉・介護人材需要の更なる高まりが予想されており、平成 28 年度からはじまる復興・再生期間においても、国として相双地域等の福祉・介護人材確保を支援する必要がある。

こうした背景を踏まえ、復興庁の行政事業レビュー公開プロセス（平成 27 年 6 月 26 日）においては、本事業について、

- ・ 福祉・介護人材不足は全国的な課題である中、実現可能性を踏まえた事業の目標設定・規模の適正化を図るとともに、相双地域外からの就労者を確保するための必要な支援について検討が必要
- ・ 昨年度の実績を検証しつつ、相双地域への就労が見込まれる者への絞り込みを行う等、効果的な広報の在り方について検討し、執行率の向上を図ることが必要との指摘を受け、「事業全体の抜本的改善」との取りまとめがなされた。

この結果を踏まえ、厚生労働省において、相双地域等に県外から赴き介護職として働いていただいている方々のニーズ把握を行った上で、

- ・ 事業の規模について、相双地域等における有効求人倍率を 1.0 倍にする考え方から、福島県並の倍率にする考え方へ転換
- ・ 現行の貸付メニューに加え、世帯で相双地域等に移住する者等に対する加算や、通勤や地域での生活に不可欠な自動車の輸送の際の加算等を創設
- ・ 被災地のボランティア経験がある若者や子育てを終えた者に対する広報を強化するとともに、被災地の実情を併せて知ってもらうためのイベントを全国各地で開催するほか、圏域内の法人に対する事業周知等、事業開始 3 年目で役割を終えた広報活動の停止など広報の重点化

など、事業の有効性・効率性を高める観点からの見直し・拡充を行い、平成 28 年度予算（案）として東日本大震災復興特別会計に 0.9 億円を計上し、引き続き相双地域等における福祉・介護人材確保に取り組むこととしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要である。都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組への御協力を引き続きお願いしたい。

（２）社会福祉法等に基づく福祉・介護人材確保の推進

福祉・介護人材の確保対策を強化するため、平成 27 年 4 月 3 日に、以下の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）を国会に提出しているところであり（継続審議中）、都道府県におかれては、改正法案が成立した際には、対応に遺漏なきようお願いしたい。

ア 福祉人材確保指針等の対象範囲の拡大（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

現在、社会福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める福祉人材確保指針については、その対象が社会福祉事業の従事者に限定されており、介護老人保健施設や特定施設入居者生活介護の介護職員については、法律上、対象とされていない。

しかしながら、今後の介護人材の確保の取組を国と地域の二人三脚で進めていくに当たり、国としての役割を明確化し、全国の取組を加速化させる観点から、今般の改正法案において、福祉人材確保指針の対象事業者を、介護保険サービス全般に従事する者に拡大することとする内容を盛り込んでいる。

同指針については、改正法案成立後、社会保障審議会福祉部会において議論の上、改正を行うことを予定しており、改正の際は、社会福祉法の規定に基づき、都道府県からも御意見を聴くこととしているので、予め御了知願いたい。

また、福祉人材確保指針の対象範囲の拡大と併せ、福祉人材センター及び福利厚生センターの支援対象となる者等についても同様の拡大を行うこととしているので、御承知おき願いたい。

イ 福祉人材センターの機能強化

都道府県福祉人材センターにおいては、都道府県ごとの福祉・介護人材を確保するための中核的な機関として、社会福祉法に基づく都道府県の指定を受け、福祉・介護に関する普及・啓発、マッチングや研修の実施などに取り組んでいる。

2020年代初頭、更には2025年に向けた介護人材確保対策の推進に当たり、その役割の重要性は益々高まることが予想されており、今般の改正法案において以下の内容を盛り込み、機能強化を進めることとしている。

(i) 福祉人材センターの対象範囲の拡大（平成28年4月1日施行予定）

福祉人材センターの対象範囲について、社会福祉事業従事者から介護保険サービス全般に拡大することとしている（(2)のアと同様）。

(ii) ハローワーク等との連携強化（平成28年4月1日施行予定）

地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有の促進が必要であり、このための規定を整備する。都道府県におかれては、こうした改正内容を踏まえ、基金を活用した協議の場を活用し、連携を深めていただきたい。

更に、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であり、都道府県におかれては、より一層の連携に向けた配慮をお願いしたい。

(iii) サテライト展開の推進（平成28年4月1日施行予定）

福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進する。

- (iv) 離職した介護福祉士の都道府県福祉人材センターに対する氏名・住所等の届出を努力義務化（平成 29 年 4 月 1 日施行予定）

離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務とする。

平成 27 年度補正予算（案）において、離職した介護人材に対し、そのニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムの構築を行うこととしており、この改正内容が施行された場合は、このシステムを、再就業支援に有効に活用されたい。

また、こうした支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備することとしている。

- イ 福利厚生センターの対象範囲の拡大（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

福利厚生センターにおいては、社会福祉法に基づく国の指定を受け、単独では福利厚生が十分に行うことができない中小の法人に対する福利厚生事業等を実施し、福祉・介護人材の労働環境・処遇の改善に向け、取り組んでいる。

現在、福利厚生センターでは全国約 25 万人（平成 28 年 1 月現在）に対する福利厚生事業を行っているが、この取組の更なる推進を図るため、福利厚生センターの対象範囲についても、福祉人材センターと同様、社会福祉事業従事者から介護保険サービス全般に拡大することとしている。都道府県におかれては、管内の事業者に対する福利厚生センターについての周知等、引き続きご協力をいただきたい。

- ウ 介護福祉士の資格取得方法等の見直し

介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上、更には、その社会的評価の向上を図る観点から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の介護福祉士の資格取得方法等について、改正法案により以下の見直しを行うこととしている。

- (i) 3 年の実務経験により介護福祉士を取得する際の実務者研修の義務付け

（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

いわゆる実務経験ルートにおける、介護福祉士国家試験の受験資格要件については、これまでの 3 年の実務経験に加え、実務者研修の修了をその要件とすることとしている（平成 28 年度国家試験から適用）。

介護施設・事業所における介護職員に占める介護福祉士の割合は、介護報酬に

における「特定事業所加算」や「サービス提供体制強化の算定要件」のひとつとなっており、「サービス提供体制強化加算」については、平成 27 年度介護報酬改定において、介護職員に占める介護福祉士の割合が高い施設・事業所の更なる評価のための区分が新設されているなど、「実務経験ルート」からの受験ニーズは今後も高まると考えられる。

都道府県におかれては、改正法案成立後、現任介護職員のキャリアパスを通じた、資質の向上や定着の促進の観点から、現任介護職員が介護福祉士国家試験を受講する際に、混乱を招かぬよう、改正内容についての周知を図られたい。

また、こうした実務経験ルートからの受験者を支援するため、

- ・ 介護福祉士修学資金等貸付事業（20 万円を貸付。2 年間介護現場に従事した場合、返還を免除。平成 27 年度補正予算（案）260.7 億円の内数。）や基金による実務者研修の受講負担軽減を進めていただくとともに、
- ・ 実務者研修を受講しやすい環境整備のための、代替職員の確保（平成 27 年度補正予算（案）119.4 億円の内数）などの予算事業を活用し、的確に支援を行っていただきたい。

なお、平成 28 年度以降、実務経験ルートから介護福祉士となった者については、介護福祉士の資格を有することをもって、喀痰吸引等の業務に従事することができる（すなわち、認定特定行為従事者研修の受講を要しない。なお、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）による所定の実習は必要）ことについて、御了知願いたい。

（ii）介護福祉士養成施設の卒業生に対する国家試験の義務付け

（平成 29 年 4 月 1 日より漸進的実施予定、平成 34 年 4 月 1 日より完全施行予定）

現在、介護福祉士養成施設の卒業生は、その卒業をもって介護福祉士となることとされているが、他の資格取得ルートとの整合性や、介護福祉士に対する社会的評価の向上等の観点から、平成 29 年度より介護福祉士養成施設卒業生に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図ることとしている。

具体的には、平成 29 年度から 33 年度までの間、介護福祉士養成施設の卒業生は国家試験の受験の有無に関わらず、卒業後、5 年間は介護福祉士の資格を有

することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができることとした。

また、こうした見直しの内容を踏まえ、平成27年度補正予算（案）に計上した介護福祉士修学資金等貸付事業においては、平成29年度以降の卒業見込み者に対し、国家試験受験対策のための費用（年4万円）貸し付ける加算メニューを創設しているので、都道府県におかれては積極的な活用をお願いしたい。

(iii) いわゆる特例高校の時限的な復活（平成28年4月1日施行予定）

経過措置により、いわゆる旧養成カリキュラムにより、介護福祉士の養成を行っている特例高校について、平成28年度以降の入学生のうち平成32年度の卒業予定者まで当該経過措置の適用を行う。なお、この見直しにより、現行の特例高校スキームを活用した通信課程による介護福祉士の養成も継続する。

(3) その他の福祉・介護人材確保の推進

ア 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

イ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前

期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

(i) 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科 (アドバンスソーシャルワークコース、福祉ビジネスマネジメントコース)

平成28年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験 (新規)

入学試験日	出願期間
平成28年3月5日(土)	平成28年1月18日(月)～2月17日(水)
平成28年3月20日(日)	平成28年2月29日(月)～3月11日(金)

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成28年1月24日(日)	平成27年12月14日(月)～1月5日(火)
平成28年3月5日(土)	平成28年1月18日(月)～2月17日(水)

(ii) 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス(東京都清瀬市)及び文京キャンパス(東京都文京区)において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。)

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

2 外国人介護人材の受入れに関する議論等について

(1) 経済連携協定（EPA）に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ等について

ア EPA 介護福祉士に対する学習支援

現在、インドネシア、フィリピン及びベトナムの3カ国から、経済連携協定に基づく特例的な措置として、介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）の受入れを行っている。

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円）。

(ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、就労2年目以降（平成27年度においては、平成25年度以前の入国者が該当）の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導を実施（このほか、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を実施）している。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 平成28年度の受入れスケジュール

平成28年度においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300人の受入枠を確保しており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団にお

いて、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行った。

今後は、母国での日本語研修を経て、平成 28 年 6 月頃、入国手続を行い、その後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

ウ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会における議論について

「日本再興戦略（改訂 2015）」において、「経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し本年度中に結論を得る。」とされていること等を踏まえ、平成 28 年 1 月 21 日より「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を再開し、EPA 介護福祉士候補者の更なる活用促進策等について御議論いただくこととしている。

(2) 外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて

管理監督体制の強化（監理団体に対する許可や、技能実習計画の認定の制度化等）や制度の拡充（優良な監理団体等に限った最長実習期間の 3 年から 5 年への拡大）等の技能実習制度の見直し内容が盛り込まれた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（以下「技能実習法案」という。）が平成 27 年 3 月 6 日に国会に提出されている（継続審議中）。

こうした中、技能実習制度への介護職種の追加については、

- ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 業務内容に応じた適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること
- という 3 つの要件に対応することで、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進めつつ、技能実習法案に基づく新制度の詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新制度の施行と同時に職種追加を行うという手順で進めることとしている。

(3) 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生が、引き続き、国内で就労できるための新たな在留資格「介護」の創設が盛り込まれた「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成27年3月6日に国会に提出されているところである（継続審議中）。